

令和7年度第2回京都府公共事業評価に係る第三者委員会の概要について

令和8年3月5日
建設交通部指導検査課

令和8年1月21日に開催しました令和7年度第2回京都府公共事業評価に係る第三者委員会の概要は、以下のとおりでしたのでお知らせします。

- 1 日 時 令和8年1月21日（水）14時00分から16時00分まで
- 2 場 所 京都ガーデンパレス「鞍馬」
- 3 出席者 京都府公共事業評価に係る第三者委員会
多々納裕一委員長、河邊委員、岸田潔委員、黒坂則子委員、
三谷茂委員、山口靖弘委員
京都府
建設交通部部長、技監、理事、課長ほか

- 4 傍聴者等 一般傍聴者3名、報道関係者1社

5 議事と結果

■一般府道内里城陽線（城陽-八幡連絡道路）道路整備事業【事前評価】

「事業着手が妥当」との意見を得た。

＜主な意見等＞

- ・東西軸の形成は積年の課題であり、地域づくりの観点からも実施すべき。

■嵐山宮ノ北急傾斜地崩壊対策事業【事前評価】

「事業着手が妥当」との意見を得た。

＜主な意見等＞

- ・近年の激甚化する災害を踏まえると、ハード対策だけでは防げない土砂崩壊も考えられる。
- ・ソフト対策の必要性も含めて当該斜面の安全性と課題について、住民の理解が深まるよう工夫をされたい。

■三河Ⅱ地区急傾斜地崩壊対策事業【再評価】

「事業継続が妥当」との意見を得た。

＜主な意見等＞

- ・近年の激甚化する災害を踏まえると、ハード対策だけでは防げない土砂崩壊も考えられる。
- ・ソフト対策の必要性も含めて当該斜面の安全性と課題について、住民の理解が深まるよう工夫をされたい。

6 委員会での主な意見

■一般府道内里城陽線（城陽-八幡連絡道路）道路整備事業【事前評価】

（委員長）

新規事業の場合、複数の代替案を比較することが原則であると考えますが、今回はなぜ比較を行わなかったのか。形状から考えれば宇治淀線や八幡宇治線の拡幅なども代替案になり得ると思うが、その点をどのように整理したのか。

[京都府]

委員長ご指摘のとおり、京都府南部地域の交通円滑化という政策目的からすれば、現道の拡幅も考えられるが、まちづくりの観点から極めて困難である。

また、橋梁案の検討に当たっては地形条件等の要素から本ルート以外は考えにくい。以上から、実質的に比較を行った結果として調書を整理している。

(委員長)

今回の比較を行わなかった理由は理解するものの、説明がやや分かりづらい。計画案の北側にある道路の拡幅は、事業位置が離れすぎており、同一事業として扱うのは適切ではないと思われるが、東西軸が弱いという課題の解決策として、別事業で対応することは考えられる。

その上で、今回は「新たな橋を架けることで対応可能か」という観点から検討されたものと理解している。橋を架ける場所という点に絞れば、この周辺で実現可能な箇所は事実上この位置しかなく、結果として1か所に絞られたという整理でよいか。

[京都府]

そのとおりである。

(委員長)

仮に比較すれば拡幅案の方が事業費は小さくなる可能性はあるが、事業期間の長期化が見込まれる。

今後、南部地域で高速道路整備が進むことを踏まえれば、早期に対応することが望ましい。したがって、橋梁を整備してでも早期に事業を進める判断が取られたものと理解する。

(委員)

山城地域の東西軸は、以前から往来しにくいと感じており、地元の方々からも長年「スムーズに移動できるようにしてほしい」との声があった。したがって、今回の新たな道路整備は地域にとって良い取り組みであると感じている。

そこで質問だが、本事業は24号バイパスから第二京阪側道までを整備するという理解でよいか。

[京都府]

そのとおりである。

(委員)

第二京阪からさらに延伸して国道1号や国道171号までつなぐと大変助かるが、その点の検討状況はどうか。費用面から初めから難しいと判断されたのか伺いたい。また、本事業は府の単独事業とのことだが、国の補助はどの程度あるのか。

[京都府]

1点目について、委員のご提案は非常に効果が大きいと認識している。一方、第二京阪側道と国道1号の間では別途、4車線整備を進めていたり、都市計画決定されている路線もある。そのため、本事業では「国道24号～第二京阪側道区間」の整備を実施する。

2点目の事業費については、交付金制度を活用し、事業費の約半分について国の支援を受ける形で取り組みたいと考えている。

(委員)

将来的には、国道1号や国道171号、乙訓地域、西国街道方面まで延伸したいという意向はあるのか。

[京都府]

現時点で、そこまでの具体的検討は行っていない。

(委員)

国道1号付近までを視野に入れることはあるのか。

[京都府]

現時点では今回の区間を優先するが、国道1号と第二京阪側道が京都・大阪間の交通を担う重要区間であることから、両者の連結強化は図っていく必要がある。

ただし、今回の道路をそのまま延伸するかどうかは、次の課題と考えている。

(委員)

次世代への課題であると理解した。

(委員長)

差し支えなければ、本事業は300億円を超える大規模事業であるため、関連する周辺事業も含めて説明いただけると意義がより理解しやすい。例えば、「西側の国道1号と第二京阪側道を結ぶ事業が既にある」との説明があったが、どの箇所を指しているのか。

[京都府]

(調書15ページ図-18を掲示) 図をご覧くださいと、西側の国道1号と第二京阪側道の間を繋ぐ黄色の線の付近、上津屋地区で4車線化事業を進めているところである。

(委員長)

これは山手幹線か。

[京都府]

山手幹線はもう少し南側である。西側の国道1号と第二京阪側道の間には、複数の都市計画道路が存在する。

(委員長)

国道1号から国道171号までは距離があるため資料には掲載されていないのと思うが、何か関連する事業はあるのか。

[京都府]

国道1号から国道171号の区間については、京滋バイパス(京都縦貫自動車道)の側道として国道478号が整備されているが、そこより南側については、現時点では計画していない。

(委員長)

新名神に側道はないのか。

[京都府]

新名神そのものには側道は存在しないが、八幡京田辺インター付近にある内里高野道線で第二京阪側道から西側の国道1号へ接続している。その先は大阪府域となるが、大阪府で都市計画道路の整備を進められている。

(委員長)

理解した。周辺事業へのアクセス改善にもつながるという整理でよいか。

[京都府]

そのように考えている。

(委員長)

一見すると、新名神に側道があるのであれば、それに対応できるようにも思えるが、そうではないと理解する。当面は、現在の計画で対応していくと理解する。

(委員)

素朴な疑問で恐縮だが、淀川は大阪側では橋があまり多くない印象がある。一方で、京都エリアでは何故多くの橋を架ける必要があるのか。その違いを伺いたい。

[京都府]

確定的な説明は難しいが、淀川に橋を架ける場合、川幅が木津川のおおよそ倍程度あり、非常に大きな事業費が必要である。また、仮に淀川に多数の橋が架設されていれば、現在とは異なる都市構造になっていた可能性もある。

一方、桂川、宇治川、木津川はいずれも地域を分断する地形要素であり、古くは渡船が役割を果たしていた歴史もあるなど、地域の発展には橋梁整備による交通確保が不可欠であったと考えている。

(委員)

調書 24 ページに「寺社等は原則回避してルートを設定すべき」とあるが、図を見ると神社・寺院がかなり近接しており、あるいは重なっているようにも見える。この点はどのように整理されているのか。

また、調書 21 ページの地質リスクについては、追加費用が大きくなる可能性もあるため、こうしたリスク計上は非常に良いことだと考える。これは従来から行っていたのか、最近始めたものなのか。

さらに、調書 21 ページに示されている「6 億・5 億・1 億」の金額について、これらは費用便益 (B/C) に含まれているのか。含まれる場合、将来予測に有効だと思うが、この額が妥当と言えるのか、算定方法も含めて伺いたい。

[京都府]

まず寺社との関係であるが、資料に示されている以外にも寺社は点在している。そのうえで、このルートが最も回避しやすい区域であり、実質的には「ここしか抜けられない」という状況である。今後の詳細設計において、道路幅を 26 メートルに絞る中で可能な限り寺社を回避する方向で検討する。現時点では、寺社を回避できる前提で事業費を算定している。

地質リスクについては、今回初めてこの形でリスク表示を行った。国交省の事前評価方式を参考にしており、提示した金額はすでに全体事業費に織り込み済みである。ただし、あくまで現時点で想定される最大値であり、工事の進捗により増加する可能性があることは認識している。

(委員)

承知した。最後に、調書 25 ページの写真を見ると環境への配慮が見られるため、記載の対策をしっかりと講じていただきたい。

(委員長)

特段大きな反対意見はないようだ。本件は説明のとおり、新規事業として実施いただければと思う。

■嵐山宮ノ北急傾斜地崩壊対策事業【事前評価】

(委員長)

費用便益 (B/C) の計算方法について、補足説明を求める。

[京都府]

(マニュアルを掲示) 本事業で適用する効果項目は、急傾斜地崩壊対策事業のマニュアルにおいて「被害抑止効果」として整理されている。効果は「直接被害抑止」と「間接被害抑止」に区分される。

(委員長)

人的被害が2回出てくるのはどういう意味か。「逸失利益」と「精神的被害」とは何を指すのか説明できるか。

一般に、逸失利益は人が亡くなることで生じる経済的損失、すなわち生存していれば得られはずの利益の喪失をいうと理解している。人的被害を、逸失利益と精神的被害に分けて計上しているからわかりにくいのかもかもしれないが、通常は、人的被害は、統計的生命価値により一本化して説明することが多いと認識している。

[京都府]

今回の費用対効果分析は、国土交通省「公共事業評価における費用便益分析に関する技術指針」および「急傾斜地崩壊対策事業の費用分析マニュアル」に基づいている。同マニュアルでは効果を直接効果と間接効果に整理し、直接効果として逸失利益、間接効果として(死亡が生じた場合の)精神的損害を計上する形で示されている。

なお、精神的損害の計上は平成20年頃の技術指針見直しで導入されたものであり、それ以前の事業では具体的取扱いが示されていないケースがあると承知している。

(委員長)

「書いてある／書いていない」ではなく、どのような考え方で何を効果として入れるのかを説明しなければ成立しない。可能であれば後日、整理して再説明して欲しい。

また、逸失利益と精神的被害の併記は分かりにくく、二重計上の懸念がある。一般には統計的生命価値で評価するのが通例で、両建ては通常許容されない。なぜ両方を採用しているのか、精査のうえ説明を求める。

どちらかを採らなくても評価結果は大きくは変わらないように見えるが、府民目線では「人命を守る事業」であることが伝わるのが重要であり、視点の違いの問題である。整理のうえ、分かりやすい説明を望む。今回は以上でよい。

(委員)

今回の対象は、松尾大社～法輪寺付近の南側区間のみという理解でよいか。

[京都府]

今回、新規事業として実施するのは当該区間である。

近隣の松尾大社南側で、同様工法で事業を実施し、本年度で整備済みである。

(委員)

そこは完了しているという理解でよいか。

[京都府]

完了している。

(委員)

延長は約 650m か。

[京都府]

そのとおりである。

(委員)

崩壊土砂防護柵でどの程度の土砂を防げるのか。想定・考え方、担当としての視点を伺う。

[京都府]

過去事例の統計（斜面勾配・高さ等）を用いて当該地形の想定崩落土量を推計し、それに見合う防護性能を設定している。

(委員)

土砂崩れは件数・規模とも増えている。単に「崩れた土砂を止める」だけで十分か。山そのものが崩れない様にするなど、より抜本的対策も含め、行政として次の一手の検討が必要ではないか。

[京都府]

本対策は統計的想定に基づく施設計画であり、100%安全ではない。想定規模には一定の安全性を確保するが、住民にも「100%安全」とは説明していない。

不足分は土砂災害警戒区域の設定、避難行動支援等のソフト対策で補完が必要。整備には時間・費用を要するため、ハード+ソフトの組合せで人命を守る行動を促す取組を進めている。

(委員長)

「この程度の施設で十分か」「どこまでもつのか」という疑問が大きい。土砂を捕捉できた事例だけでなく捕捉しきれなかった事例の把握はあるか。

また、100%大丈夫との印象を避け、限界や注意点が分かる資料が望ましいがどうか。

[京都府]

捕捉しきれなかった事例の情報は限定的で、手元に事例はない。国の事例では、砂防堰堤整備により、発生土砂を捕捉し、下流流出を軽減した事例が全国的に公表されている。

ご指摘を踏まえ、「100%安全ではない」ことが伝わる説明に努めたい。

(委員長)

調書 21 ページは捕捉できた事例が示されているが、ポケットには容量限界があり、越流も当然想定される。どこまで対応可能か、逆に最低限確実に防げる範囲の説明があると理解が進むのかもしれない。

[京都府]

住民にも分かる形で整理し説明していきたい。

(委員長)

過剰な安心感を与えない様に、調書にも追記いただけると有難い。

(委員)

こうした対策では、100%の安全はない。斜面全体の対策は用地・時間の制約が大きく、現実的にはソフト+最小限のハードによる監視・防護が有効。危険箇所には本来住まないのが最善だが、居住継続の現実もあるため、住民理解が重要。

ハード整備でどれだけの範囲が守られるのかを全て示すのは難しいので、他事例では直撃を

避ける・緩衝して時間を稼ぐ程度の効果を示し、早期避難などソフト面の必要性を住民に説明している。

公的補助の限界を理解いただきつつ、自ら命を守る行動を促す丁寧な説明が必要である。

(委員長)

ハード整備による具体的な効果について、もう少し詳しく聞かせて欲しい。

(委員)

ポケットに土砂を止め、越流しても直撃を回避し避難時間を確保する。決して家が100%安全に守られる訳ではない。

(委員長)

施工事例で、越流したケースや時間を稼いで命を守れたケースはあるか。

(委員)

ストーンガードが土砂を受けても越える場合はある。設計は前例を参照するが、上回る規模では越流する。ただしワンクッションで勢いを弱め、直撃を防ぐ／被害を軽減する効果はある。道路沿いのストーンガードでも同様の減勢効果が多数確認されている。

(委員長)

本事業のように、居住地近傍での対策はコスト・景観負担が比較的小さいが100%の安全ではない。

施設の性能範囲や事例に基づき、住み続けられるのか／セットバックすべきか／別用途に転換すべきか等の選択肢を検討すべき。人口減少の中、レッドゾーンは増築抑制が必要。一方、イエローゾーンとレッドゾーンの境界ではどの程度なら可か等の判断基準があるとよい。専門家の役割も大きい。

便益の数値はやや大きく出ている印象があり、その点は懸念する。

(委員)

説明のためにスクリーンに表示した資料は配布していただきたい。逸失利益は法的議論でも頻出するが、資料が無いと理解が追いつかない。

(委員長)

全てを詳細に説明せずとも、詳細資料の別配布でもよい。

便益説明が唐突に感じられる場合は、算定の考え方が分かると理解が進む。費用便益比が大きく、整備効果が大きく映るため、「手法を限定した結果の数値であり、極めて精緻ではない」旨の補足が望ましい。

(委員)

全ての資料を配布して欲しい趣旨ではない。特に逸失利益と精神的損失は『人的被害』に両方含まれる理解で良いか。

[京都府]

そのとおりである。

(委員)

すなわち人的被害額に逸失利益と精神的損害が含まれると理解した。

[京都府]

一度整理し、改めて説明することとしたい。

(委員)

本資料と対応してどこに反映されているかの整理をお願いします。

(委員長)

道路事業では人的被害が大きく取り上げられない場合もあるが、命を守る施設で人的被害の便益計上がないのは不適切であり、正當に評価すべきである。

ただし、人的被害の計上方法は近年変化しており分かりにくい。統一的な形でも、個別事業の説明でもよいので、丁寧を示すことが望ましい。

事業による差異も考えられるため、根拠資料を含めた見直しを行い説明いただきたい。

本事業は実施により大きな効果が見込まれると考える。便益は改めて説明いただきたいが、効果自体は見込まれる。新規事業として採択する方向で進めていただきたい。

■三河Ⅱ地区急傾斜地崩壊対策事業【再評価】

(委員)

工事を実施しても土砂災害を100%防げるわけではない点を明確に示すべきである。命を守るためには、住民がソフト対策を遵守し、適切に行動する必要がある。また行政として、防護柵設置のみでなく「命を守るためにここまで取り組んでいる」という姿勢を住民に示すことが重要である。

今回の事業は継続であるが、実質的には「やらざるをえない」状況と考える。工事を行って終了ではなく、ソフト対策も含めて責任をもって取り組む姿勢を住民・自治体へ徹底して伝えていただきたい。

(委員長)

住民への理解を得るため、多様なPR手法があると思われる。

また、本事業は「17軒の被害に対して15億円投じる」ものであり、これは大きな判断であることを理解すべき。むしろ過大と感じる程度が自然であり、今回の数値には疑問も残る。

マニュアルに基づく計算であることは理解するが、評価側としては内容を吟味し、本当にこの方法で実施すべきかを判断する必要がある。

(委員)

17軒規模であれば「移転」も選択肢となり得たのではないかと。移転は補償や手続の負担が大きいが、高齢化地域では合理的な選択となる場面もある。斜面对策に限らない、「地域の将来像」を住民と共有する機会にもなり得る。

また嵐山のような人口密集地ではポケットで対応するしかないが、今回の地域は人口が少ないにもかかわらず手厚いハード整備となっている。斜面危険度の根拠をより明確に示した資料が必要である。

都市部・山間部でソフト対策の実効性が異なることも踏まえ、限られた税収の中でどの事業を優先すべきかという視点も重要である。

根本は「人命を守ること」であり、そのうえで地域の生活の質をどう確保するかが求められる。

(委員長)

事務局として回答はあるか。「移転」が公共事業として可能ならば効率的な場合もあるが、現行制度でどう扱えるのか。

[京都府]

移転という手法自体は存在するが、砂防事業として国が支援する制度は整備されていない。そのため急傾斜地崩壊対策事業としての枠組みでは実施が難しい。

(委員)

人口減少・高齢化の中で各集落をどのように維持していくかを広い視点で検討すべきである。今回の地区だけでなく対岸地域も含むエリア全体の議論が必要である。建設交通部だけでなく、他部局をまたぐ視点も求められる。

[京都府]

本地区は引き続き住民が居住する地域であり、限界集落と性質が異なる。「ここで暮らすしかない」という背景がある。

人口減少が進む中で、ハード対策とソフト対策のどちらを選択するかは重要な論点であり、安全に暮らし続けられる環境を整えることが目的である。地域とのコミュニケーションを十分に行いながら、効率的で適切な整理を行っていききたい。

(委員長)

今回の取り組みは総合施策の一環として進められるものと理解した。

急傾斜地の保全については、費用便益の整理をさらに進め追加説明をお願いしたい。

また資料の「見せ方」について、一般住民にも理解しやすい比較（嵐山の簡易手法との効果差など）を用意していただきたい。

本事業については、特段の異論は無かったため、事業継続としたい。ただし本件は「1軒あたり約1億円投じる規模」であることを十分意識して取り組んでいただきたい。

(以上)